



Title	明治前期における外賓饗応演劇の展開
Author(s)	杉本, 亘
Citation	大阪大学, 2026, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/105361
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 杉 本 亘 ）	
論文題名	明治前期における外賓饗応演劇の展開
論文内容の要旨 本論文は、明治時代の初めから明治24年ごろまでに能や歌舞伎を用いて行われた外国貴賓への饗応についてその実態や背景を明らかにしようとするものである。 従来の研究では外賓への演劇を用いた饗応については個々の事例や短期的に連続したものが言及されるに留まっており、長期的な時間軸では論じられてこなかった。そのため各事例の特色には未解明の部分が多く残されているのが現状である。そこで本論文では明治24年に予定されたロシア皇太子ニコライへの演劇を用いた饗応を明治初年から続く一時代の区切りとみなし、明治初年からニコライに至るまでの外賓への饗応演劇史の流れを明示する。 本論文で用いる資料は主に当時の新聞、梅若実が残した日記である『梅若実日記』、歌舞伎による饗応に関わっていた渋沢栄一の伝記資料群、そして外賓来航時の接遇について記録された当時の公文書類などである。それらの資料の分析を基に各外賓に対する饗応演劇の実態を検討することとする。その後明らかになった饗応演劇の実態を踏まえて、能の保護活動や歌舞伎の改良運動などに代表される当時の能、歌舞伎界の動きについて改めて分析することで、従来のこれらの動きを「外賓饗応」という視点で再評価する。 以上の目的に基づき本論文の序章と全体のまとめとなる終章を除き以下の六章によって構成される。 第一章では饗応能の検討の前段階として、梅若実の明治初年に導入した一席当りの料金システムの展開を考察する。梅若実の明治初年より外賓饗応能と関係が深い。この分析によって岩倉の保護以降の能界における梅若実の影響を明らかにすることが期待された。結果そのシステムが芝能楽堂まで継承されていた可能性が示され、梅若実が岩倉具視による能の「保護」期にも変わらぬ影響力有していたことが改めて示された。 第二章では岩倉具視による能の保護活動以前に日本を訪れた外賓とその饗応能の実態を確認する。明治時代に初めて来日した外賓は明治二年の英国王子アルフレッドであった。アルフレッドには能が饗応に用いられたが、従来は他の芸能と同一の扱いだとみなされてきた。しかし当時の公文書の分析から、能が重要な催しと捉えられていたことが明らかになった。またアルフレッドへの饗応内容決定にあたって接待委員が徳川昭武へ、欧州で昭武が受けた接待の様子を聞き取った形跡があった。幕末に次期江戸將軍としてフランスに留学した昭武はオペラによる歓迎を受けており、また当時の資料ではオペラを能狂言と結びつけられていた。昭武への饗応にオペラが用いられたことから、アルフレッドへの饗応で能が重要だとみなされたと結論付けた。ところが当日の饗応能は時間の都合上大幅に省略されて上演された。能を外賓に見せるべきとの認識はありつつも、能が重要である理由までは理解できなかったためであろう。その後明治五年のロシア皇子アレキシス、六年のジェノヴァ公トーンマーズに対しても能が饗応に用いられた。この時期は饗応能の度に取り仕切る能役者が違い、饗応能ごとに出演者の顔触れには差異がある。ただいずれも宗家か準ずる家からシテが選ばれており、明治政府が役者の格を気にしたことが窺えた。また三回全てに観世鍬之丞が選ばれている。これは鍬之丞と関係が近い梅若実の影響力を改めて示すものである。 第三章では岩倉使節団帰国後から岩倉具視没年の明治十六年までを取り扱う。使節として洋行中にオペラによる饗応を受けたことで岩倉が能の保護の必要性に思い至ったことはよく知られている。そのため岩倉の能の保護には外賓饗応が前提にあると思われるが、岩倉の保護活動が当時の外賓饗応能に与えた影響はあまり検討されていない。そこで岩倉具視が目指した外賓饗応能の姿を明らかにするとともに、能楽保護の文脈で論じられてきた能の保護活動の成果を、能の外賓饗応化の構想の視点で再評価する。その結果岩倉はオペラそのものだけでなく、オペラの上演劇場にも目を向けており、ヨーロッパの宮廷にある宮廷劇場の再現を試みようとしたことを突き止めた。岩倉は能を外賓饗応に用いるための「保護」活動を開始し、明治十一年には英照皇太后の住居の青山御所に能舞台を建設した。青山御所が当時仮皇居であった赤坂御所内にあったことから、この能舞台は宮廷劇場を意識されていると結論づけた。しかし青山御所での外賓接待は行われず、翌年来日した二人の外賓、ドイツ皇孫ハインリヒとアメリカ前大統領グラントへの饗応能にはそれぞれ前田春泰邸と岩倉具視邸の能舞台が当てられた。華族邸宅の舞台	

をヨーロッパ貴族邸にある劇場に見立てたのであろう。またこの饗応能は宴会の余興であった。これはヨーロッパで外賓に演劇を見せる時にもみられる形式であるが、能は江戸時代以前からこの形式の饗応能を行ってきた。岩倉が目指した外賓饗応能はこういった宴席の余興として姿であったことが指摘された。その後能初の専門劇場である芝能楽堂の建設が始められた。外賓接待の場所であった紅葉館に併設する形であったことから芝能楽堂は外賓接待を意識して建設されたものとみなせる。明治十四年に芝能楽堂は完成したが岩倉は明治十六年にこの世を去った。

第四章では明治初年から明治十九年の演劇改良会設立前までの歌舞伎を取り上げる。江戸時代、歌舞伎は上流階級が見るものではなく、そのために明治二年のアルフレッドの饗応に歌舞伎はなかった。続く明治五年ロシア皇子に対して守田勘彌が守田座で歌舞伎を見せて以降、外賓接待に歌舞伎が選ばれ始めた。明治十一年には勘彌が建てた西洋式の設備を有する新富座が開場し、その翌年のドイツ皇孫ハインリヒとアメリカ前大統領グラントの饗応には新富座が用いられた。東京日日新聞社社長の福地桜痴はグラントの南北戦争の活躍を元に新作を用意させるなどして、歓迎の意を示そうとした。これは当時外賓の饗応を政府だけでなく市民主導でも行うべきという論調が存在し、桜痴もそれに則っていたことが関係している。続く明治十四年のハワイ皇帝、二年後のドイツ皇子には「市民」による饗応は主張されなかったことから、外賓といっても扱いには違いがあったようだ。また能と歌舞伎を比較すると、能は宮中や華族邸宅の能舞台で、宴席での余興としての饗応演劇を目指した一方、歌舞伎は演劇を主とする饗応であるとの対比が明らかになった。

第五章では明治十九年の演劇改良会と井上馨邸での天覧歌舞伎が饗応の歌舞伎に与えた影響を分析する。また同時にこの時期に開場した歌舞伎座がどのような形で歌舞伎による外賓饗応に関わったのかを考察した。まず外賓饗応の歌舞伎には変わらず守田勘彌が関わり続けていたことが示された。加えて天覧歌舞伎以降、外賓による歌舞伎鑑賞は興行中の座を訪れ、他の観客と同じ演目を鑑賞することが一般的であったことが明らかになった。これは天覧によって歌舞伎の地位が向上し、興行中のものでも外賓への接待に堪える演劇とみなされたためである。ただ外賓が鑑賞した演目には『勸進帳』含まれることが多かった。これは井上邸で天皇が鑑賞した演目である。勘彌が事前に外賓の饗応の予定を知ったうえでそれに合わせて興行内容を決めていたためであろう。明治二十二年には演劇改良を志した福地桜痴によって歌舞伎座が建設された。その歌舞伎座には明治二十三年にイギリス王族のコンノートが訪れている。そこでは福地桜痴の手によって作られた新作歌舞伎が上演された。こうして一度は外賓を迎えた歌舞伎座であったが二ヶ月後のトルコ公使への饗応には一転して新富座が用いられた。

第六章では明治二十四年のロシア皇太子ニコライへの饗応能と歌舞伎について検討する。大津事件のため中止となったものの残された資料から予定された饗応の実態を明らかにした。まず歌舞伎による饗応は歌舞伎座で予定されていた。興行中の座に外賓が訪れる形式ではなく、饗応のために演目を用意するかつての形式と同様のものであった。改良演劇を志し歌舞伎座付きの狂言作家となっていた桜痴が饗応に携わったものの、上演予定は『忠臣蔵』や『勸進帳』といった古典作品であった。所作事は桜痴が意欲を以て取り組んでいたようで、グラントの時のようなものが用意されていた可能性はある。また新富座の守田勘彌もニコライ来場に備えていた。これは勘彌が勝手に準備をしただけであったが歌舞伎座とは異なり興行中の新富座に訪れてもらうことが計画されていた。借金に苦しんでいた勘彌は同年十月に新富座の座主を廃業し、以降外賓の歌舞伎観劇に関わることはなかった。このニコライの饗応は明治初年以降ずっと外賓招待の歌舞伎に関わり続けた守田勘彌の手から饗応の歌舞伎が離れたことを示すものであった。一方能も芝能楽堂で饗応に用いられる予定であった。これは経営難に苦しむ芝能楽堂の運営を引き継いだ林直庸が、皇太后亮という立場を利用してその立て直しのために企画したものであった。能は二番が予定され、シテは宝生九郎と梅若実であった。これは直庸が実際に師事していたためであろう。大津事件で中止となったものの、梅若実は自宅の定期能で、饗応で予定された《石橋》をその予定されていた通りの役当てと作り物で舞った。華族も大勢訪れ、後日作り物の牡丹は青山御所からの正式な依頼で常宮周宮両殿下に直庸から献上された。その後も牡丹は華族たちに次々と渡されたが、これは宮様方や華族たちに芝能楽堂の運営に出資してもらおうとする直庸の策であったものと思われる。しかし芝能楽堂の経営は好転せず、直庸も明治二十七年に逝去した。この後も芝能楽堂での外賓接待は行われず、芝能楽堂は明治三十九年にその歴史に幕を閉じた。

まとまった研究がされてこなかった演劇による外賓饗応を通史的にまとめたことにまず本稿の意義がある。また青山御所能舞台が欧州の宮廷劇場を意識していたことなど本稿の随所で従来の観点では見出されなかった特徴が明らかにされた。また通史的に確認したことで明治二十四年のニコライの饗応が十二年前のドイツ皇孫ハインリヒ、アメリカ前大統領グラントへの歌舞伎饗応と類似することも示された。本研究は従来の同時代の能と歌舞伎の歴史全体を再評価させるものであり、また能と歌舞伎に限らず外賓接待に用いられるあらゆる演劇について、外賓饗応という視点で分析する価値があることを提示するものである。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (杉 本 亘)				
	(職) 氏 名			
論文審査担当者	主 査	大阪大学	教授	中尾薫
	副 査	大阪大学	教授	輪島裕介
	副 査	大阪大学	講師	伊藤寧美
	副 査	近畿大学	元教授	林公子
論文審査の結果の要旨				
以下、本文別紙				

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目：明治前期における外賓饗応演劇の展開

学位申請者 杉本 亘

論文審査担当者

主査	大阪大学教授	中尾 薫
副査	大阪大学教授	輪島 祐介
副査	大阪大学講師	伊藤 寧美
副査	元近畿大学教授	林 公子

【論文内容の要旨】

本論文は、明治初期から明治 24 年に実施された外賓饗応での演劇（能と歌舞伎）起用の展開を新聞・雑誌、『梅若実日記』、宮内庁書陵部所蔵資料等を用いて通史的にひもとき、能や歌舞伎の在り方の変化と外賓饗応がもたらした影響について検討するものである。本文は、5 章立てに序章・終章を加え、400 字原稿用紙にして約 360 枚の分量である。序章では、本論文の目的が提示されその方法と先行研究が指摘していることを示す。第 1 章「明治初年の能楽史と梅若実の影響」では、江戸幕府の崩壊によって能楽師が解雇され滅亡の危機を迎えていた折に、唯一能の上演を継続していた梅若実が導入した料金システムについて調査し、のちに建設される芝能楽堂に引き継がれた可能性を論じた。第 2 章「明治初年の外賓饗応能」では、明治 2 年の英国王子アルフレッド、明治 5 年ロシア皇子アレキシス、明治 6 年のジェノヴァ公トーンマーズへの饗応能の準備過程について考察し、外賓接待のやり方が確立していないなか、慶応 3 年から明治元年にフランス、イギリスで饗応接待を受けた徳川昭武の経験が活かされた可能性などを示した。第 3 章「岩倉具視の能楽保護と饗応能」では、明治 12 年ドイツ皇孫ハインリッヒ、アメリカ大統領前大統領グラントへの饗応における岩倉具視の思惑について、欧州使節団での饗応経験から能を宮廷演劇として位置づけようとした働きかけについて詳細に考察し、後年建設される芝能楽堂への布石と位置付けた。またグラントや、明治 14 年に来日したハワイ皇帝カラカウアを東京府が饗応した事例においては、渋沢栄一ら実業家の関与があり、岩倉らによる能楽保護団体との見解の相違があり、能ではなく歌舞伎が饗応されることとなった過程について詳細にした。第 4 章「明治初期の歌舞伎饗応」では、歌舞伎が貴賓饗応に用いられた明治 5 年～明治 16 年の事例 6 例について、歌舞伎の座元（劇場経営者）守田勘彌らによる積極的な働きかけや演目・上演方法の工夫、実業家や政治家による歌舞伎推挙の動きについて詳細にし、饗応能の事例との対照性を明らかにした。第 5 章「演劇改良と外賓饗応への影響」では、明治 17 年～明治 23 年の外賓 10 例について、歌舞伎を改良するための演劇改良運動における外賓饗応の影響を論じた。演劇改良運動は、当初より外国人の眼を意識し、文明国に相応しい演劇に改良することが目的として掲げられていたが、実際に外賓に歌舞伎を饗するためにはどのような働きかけがあり、実務レベルで関係者がどのような動向を見せたのか、饗応歌舞伎が実現しなかった例をふくめて検討し、この段階においては、それまでと変わらず守田勘彌の影響力のほうが強かったと指摘した。第 6 章「明治 24 年ロシア皇子ニコライ饗応」では、天津事件のため実現しなかった饗応歌舞伎・饗応能の準備の状況を

明らかにし、双方ともに後の饗応演劇としての関わり方の変化を促す画期としてとらえた。終章では、外賓饗応という視点で演劇史をとらえなおすことの意義と今後の課題が述べられた。

【論文審査の結果の要旨】

公開審査は2月6日に、歌舞伎研究者の近畿大学林公子元教授を迎えて行われた。本論文は、能楽研究においては、明治後期から大正期にかけて顕在化した民衆化にいたるプロセスとして、江戸幕府からの能楽師解雇による滅亡の危機からの復活の様相が主要に扱われてきた明治初期の能楽について、外賓饗応という新しい視座でとらえなおしたもので独創性が認められる。また、これまで明治初期の混乱期は、能役者や関係者の懐古談が主要な資料であったところ、近年翻刻資料集として充実してきた新聞・雑誌や日記類にくわえて、宮内省外事課式部職による『外賓接待録』を用い、外賓饗応が企画され、饗されるまでの実務レベルでの詳細や関係者の意図についてこれまでにない濃度で明らかにしたことが、ひとつの達成として認められる。また岩倉具視や久米邦武の遣欧使節での饗応経験が、明治政府と皇室による能楽保護の計画につながり、その後民間保護団体の設立につながった経緯はこれまで指摘されてきたことだが、それ以前に徳川昭武が受けた饗応の経験が活かされていたことを明らかにしている。また、本論文では従来考えているよりも長い期間、能楽を宮廷演劇に位置づけようとする動きが存続していたことを示し、民衆化の象徴として扱われる芝能楽堂については、宮廷劇場としての意義を見出すべきであるとの新説を提示している。歌舞伎研究においては、外賓饗応歌舞伎は一部の事例が言及されることはあったが、これまで扱われなかった事例を加えて外賓饗応という軸で通史的に検討したものはない。さらに能楽との対比で詳細に論じた研究もなく、両者を総合的に俯瞰して論じた点に新規性が認められる。論文では、能楽を推挙する一派との違いだけでなく、積極的に働きかける歌舞伎の劇場経営者と、別の角度から推挙する政府高官・実業家の一派との立場の違いといった、社会的コンテクストの変化についても重要な視点を提供することが見出せる。また歌舞伎饗応における民間の関与など興味深い動きも指摘している。さらには、外賓饗応としての演劇という視座の発展性についても好意的に議論された。

いっぽうで問題点も指摘された。まず、前提となる能楽史・歌舞伎史についての説明と先行研究との差異については説明が不足しており、文脈を明確に設定したうえで議論を進めることで、より論旨が明確になる余地がある。また、ときに資料の提示に力点を置く傾向があること、資料の不足部分を推論でとどめる部分があることが問題点として指摘され、資料のさらなる検証と考察を厚くすることで推論から進めることができたところがあるのではないかと指摘もあった。また江戸幕府における武家儀礼としての饗応との関係性の有無、儀礼に関する考え方の相違などについても言及すべきである。歌舞伎については演目と演者だけでなく上演時間などの上演情報に関する記述を今以上に充実させる余地がある。歌舞伎と能だけでなく、音楽などそのほかの饗応芸能にまで視点を広げ、個別の芸能ジャンルの社会的地位との関係などに目をくばることでよりスケールの大きい研究になりうる。欧米の影響について、外国という言葉でひとくくりにするときがあるが、アメリカ、ヨーロッパ諸国などの違いは明確にすべきである。また、各国の近代における外交儀礼の変遷、国際的な立ち位置の違いや、各国内事情の違いについて明確化する必要があり、そのことでたとえば帝国主義国家における外賓饗応の意味と新しい国家儀式の確立といったスケールの大きな論文となりえるのではないかと。

これらの問題点が指摘されたが、いずれも今後の新しい研究課題として取り組むことで、本論文のさらなる発展が期待されることであり、本論文の価値を損なうものではない。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。